相模原市スポーツ少年団登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、相模原市スポーツ少年団本部運営規程第6条に基づき、スポーツ少年団、団員及び指導者の登録に関することについて定める。

(対象)

- 第2条 スポーツ少年団は、原則として小学生以上の団員10名以上と20歳以上の指導者1名以上で構成されている団体とする。
- 2 団の代表者は20歳以上とし、2団以上の代表者を兼ねることはできない。

(登録)

- 第3条 登録にあたっては、相模原市スポーツ少年団本部(以下「本部」という。)の所 定する登録用紙をもって、毎年4月1日から6月30日までの期間中にスポーツ少年団 単位で本部に申請する。
- 2 新規に登録を行うスポーツ少年団は、前項の申請を行う前に、各種目協会(別表1) がある場合は、その種目協会代表者の承認、種目協会がない場合は、スポーツ少年団常 任委員会(以下「常任委員会」という。)の承認を得ること。なお、申請の期間につい ては前項にかかわらず随時とする。
- 3 第1項の登録料は無料とする。
- 4 第1項の申請を受理した時点で登録とする。
- 5 登録内容の変更、指導者及び団員の追加については、随時行う。

(登録の有効期間)

第4条 登録の有効期間は、その年の4月1日から年度末日までとする。ただし、前条に 定める登録を行ったもののうち、新規に登録を行ったスポーツ少年団(以下「新規登録 団」という。)の有効期間は、登録の日から、その年度末日までとする。

(新規登録団への交付)

- 第5条 本部は、新規登録団に対し、団認定証及びスポーツ少年団旗を交付する。
- 2 団認定証及びスポーツ少年団旗は、退団するまで保持しなければならない。

(資格)

第6条 第3条の登録を行ったスポーツ少年団、団員及び指導者は、本部が実施する事業 等の権利を有する。

(登録の取り消し)

第7条 第3条の登録を行ったスポーツ少年団、団員及び指導者が、相模原市スポーツ少年団の目的にふさわしくない行為があったと認められたとき、もしくは本部が実施する事業等に消極的と認められたときは、常任委員会の決議により登録を取り消すことができる。

(退団及び休団)

第8条 スポーツ少年団が退団する場合は、種目協会がある場合はその種目協会代表者の 承認、種目協会がない場合は常任委員会の承認を得たうえで、本部の所定する用紙に より申請するものとする。

- (1) 申請をもって退団とする。
- (2) 退団後、スポーツ少年団旗は本部に返還する。
- 2 スポーツ少年団が休団する場合は、本部の所定する用紙により申請するものとする。
 - (1) 申請をもって休団とする。
 - (2) 休団できる期間は、その年度末日までとし、翌年度以降は、原則認めない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるほか、登録に関して必要な事項は、常任委員会の議を経て、別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日に遡って適用する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日に遡って適用する。

別表1(第3条関係)

| No | 種目 | 種目協会 |
|----|----------|------------------|
| 1 | 剣道 | 相模原市剣道連盟 |
| 2 | 空手道 | 相模原市空手道協会 |
| 3 | 体操 | 相模原市体操協会 |
| 4 | サッカー | NPO 法人相模原市サッカー協会 |
| 5 | 野球 | 相模原市少年野球協会 |
| 6 | 少林寺拳法 | 相模原市少林寺拳法協会 |
| 7 | スキー | 相模原市スキー協会 |
| 8 | 柔道 | 相模原市柔道協会 |
| 9 | ソフトボール | 相模原市ソフトボール協会 |
| 10 | 水泳 | 相模原市水泳協会 |
| 11 | バレーボール | 相模原バレーボール協会 |
| 12 | ドッジボール | 相模原市ドッジボール協会 |
| 13 | バドミントン | 相模原市バドミントン協会 |
| 14 | バスケットボール | 相模原市バスケットボール協会 |